

令和2年1月8日

報道関係者各位

山県市

国県派遣理事への給料調整額支給方法の 不適切事案について

山県市職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」）において、国県等から派遣された理事職に対する給料調整額の支給方法が不適切であったことが判明しました。

1 事案の概要

(1) 内容

- ・支給していた人数・・・・・・・・・・2人（国派遣1人、県派遣1人）【H30.4～H31.3】
2人（国派遣1人、県派遣1人）【H31.4～R1.12】
- ・支給していた時期・・・・・・・・・・平成30年4月分給与～

(2) 経緯

平成19年4月1日 山県市職員の給与に関する条例において、管理職手当の上限額を100分の15と定める。

平成29年4月1日 規則において、理事職の管理職手当を66,400円と定める。

平成30年4月1日 理事職のうち、国県からの派遣者について、職務の特殊性に対する対価として、調整額（22,100円）を支給することとしたが、改正規則においては、当該調整額を管理職手当と区分せず、管理職手当88,500円と規定し、支給を開始した。

2 今後の対応

国県等から派遣された理事職に支給する管理職手当と調整額の額を明確に区分するため、次のとおり規則を改正する。

規則に、国県等から派遣された理事職に支給する調整額を明記し、規則第3条の2第2項のただし書を削る。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市総務課人事秘書室 宇留野・高畑

Tel : 0581-22-6821 Fax : 0581-27-2075

Mail : somu@city.gifu-yamagata.lg.jp

参 考

【関係条文（現行）】

○山県市職員の給与に関する条例(抜粋)

(給料の調整額)

第13条 市長は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 略

(管理職手当)

第13条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市の規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、市長が定める基準に従い支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、当該管理又は監督の地位にある職員の属する職務の級における**最高の号給の給料月額**の100分の15を超えてはならない。

○山県市職員の給与の支給に関する規則(抜粋)

(管理職手当)

第3条の2 略

2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とし、**理事の職の管理職手当は、6万6,400円とする。ただし、国県等から派遣された職員で市長が必要と認めた理事の職の管理職手当は、8万8,500円とする。**

3～5 略